

林野庁

林政部木材利用課 2025年4月1日発行

これで
完璧!

クリーンウッド法

誰もが安心して使える木材の供給を目指して



2017年に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称: クリーンウッド法)は、合法性が確認された木材等の流通を促進し、違法伐採や違法伐採木材等の流通を抑制することを目指すものです。この冊子では、クリーンウッド法のあらましと、事業者の皆様の役割を紹介します。

林野庁林政部木材利用課 2025年4月1日発行

事業者は合法伐採木材等の利用に取り組む必要があります



クリーンウッド法とは

違法伐採問題への対応の機運が国際的に高まり、我が国では、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方のもと、2006年から、グリーン購入法に基づき政府調達においては、合法性が証明された木材が調達されることとなりました。このような取り組みを、民間の調達まで拡大する仕組みとして、2016年5月「クリーンウッド法」が制定されました。

この法律は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・製品の流通及び利用を促進することを目的として、登録制度等を定めるとともに、事業者が行う義務及び事業者や国が取り組むべき措置等について定めています。

クリーンウッド法と対象となる各事業者の役割（義務と努力義務）

クリーンウッド法における各事業者の役割（**義務**と**努力義務**）は次のとおりです。

義務 必ず行わなければならない事項

努力義務 行うよう努力すべき事項、取り組むことが求められる事項

○素材生産販売事業者

木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する情報を提供する**義務**

詳細は→p.4

○木材関連事業者

・第1種木材関連事業者は合法性の確認等を行う**義務**

詳細は→p.5~6

・第2種木材関連事業者は情報受取等の**努力義務**

詳細は→p.7~8

・第1種・第2種ともに合法伐採木材の利用確保のための措置に関する**努力義務**

詳細は→p.8

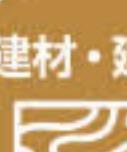
クリーンウッド法の対象となる物品



- ① 素材
- ② 板材、角材
- ③ 単板、突き板及び構造用パネル（OSB）
- ④ ②、③又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの
(合板、単板積層材、集成材、直交集成材、たて継ぎ材等) (DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む)
- ⑤ のこぎり・木くず（ペレット状）・チップ



ポイント 木材は基本的に対象です



フローリング、木質系セメント板、サイディングボードのうち、木材を使用したもの、戸（主たる部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る。）など



いす、机、棚、収納用じゅう器（ロッカー等）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの



木材パルプ、コピー用紙、フォーム用紙、印刷用紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、インクジェットカラープリンター用塗工紙

クリーンウッド法に関する情報提供ホームページ

「クリーンウッド・ナビ」

「クリーンウッド・ナビ」は、林野庁が運営するクリーンウッド法に関する情報を提供するWEBサイトです。クリーンウッド法の仕組みや合法性の確認に役立つ情報を幅広く掲載しています。



クリーンウッド・ナビは以下よりアクセスできます

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>



クリーンウッド法についての情報

クリーンウッド法における対象事業者、各対象事業者の役割などについて詳細な情報を掲載しています。

各国における合法伐採等の取組の情報（国別情報）

木材関連事業者の方々が、木材等の合法性を適切に確認できるように、主要な木材生産国における木材の流通や関連法令など、実務に活用していただける情報を提供しています。

登録木材関連事業者についての情報

クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者の制度、登録方法について掲載しています。
また、登録木材関連事業者の一覧も掲載しており、検索機能を使って知りたい登録木材関連事業者を簡単に探すことができます。

ご質問やご相談はこちらにお問い合わせください

法制度全般、木材に関すること



林野庁 林政部 木材利用課
合法伐採木材利用推進班

03-6477-2496
cleanwood@maff.go.jp

家具、紙等の物品に関すること



経済産業省 製造産業局
生活製品課

03-3501-1511
bzl-cleanwood@meti.go.jp

建築・建設に関すること



国土交通省 住宅局 住宅生産課
木造住宅振興室

03-5253-8111
hqt-cleanwood@qxb.mlit.go.jp

対象となる事業者

具体的なケースについては次ページへ

Q8 クリーンウッド法の対象物品と対象外物品の両方を製造等している事業者に木材等を譲渡す場合、情報伝達の義務はどうなるのか

A クリーンウッド法対象物品の製造等のみが木材関連事業者に該当するため、情報伝達の義務は対象物品を製造する部門への木材等の譲渡し時のみ発生します。

木材関連事業者以外への譲渡においても情報伝達の努力義務が規定されていることを鑑み、この場合第一種木材関連事業者においては譲渡し先の事業内容に関わらず情報伝達を行うことで確実に義務を履行することが望ましいと考えられます。

Q9 対象物品については「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く」とあるが、具体的に何を指すか

A 【一度使用され収集されたもの】
消費者等によって、当該木材等を生産した者が本来意図した用途に使用されたもの一般であって、譲渡しや別の用途に使用するために収集されたもの。いわゆるリユース品。

【使用されずに収集されたもの】
当該木材等を生産した者が本来意図した用途には一度も使用されないまま、譲渡しや別の用途に使用するために、収集という客観的に把握しうる行為の対象となったもの。具体的には、破損在庫、不良品、余剰在庫、意図した目的のために使用されずに販売中止になったもの等の、いわゆるフレコンシューマー原材料や、新品のまま廃品回収されたもの。

【廃棄されたもの】
当該木材等を生産した者が本来意図した用途に使用された後、廃棄物処理の手続きを踏む等、明確に廃棄のプロセスを経たもの。いわゆるリサイクル品。

Q10 第1種木材関連事業者として譲受けた材(1種材)と第2種木材関連事業者として譲受けた材(2種材)を合わせて譲渡す場合、どのように伝達するのか

A 情報伝達について1種材は義務の対象、2種材は努力義務の対象ですが、出荷製品全体に対して伝達を行うことが望ましいと考えられます。

○ 合法性確認結果について、1種材と2種材の結果に応じて下記のような伝達が考えられます。
(伝達例)
1種材(合法)+2種材(合法):合法性確認木材等である
1種材(合法)+2種材(合法でない):合法性確認木材等と合法性確認木材等でない木材である
○ 原材料情報の記録に関する情報については、2種材に関して努力義務の規定がないので、1種材についてのみ伝達いただくこととなります。「第1種木材関連事業者として合法性確認を行った木材について原材料情報がいくつ収集できています(原材料情報のうち樹種と証明書は収集できています、等)など、「一部です」ということを明記して伝達してください。

※クリーンウッド法では第2種木材関連事業者が原材料情報を伝達する制度になっていないため、2種材について原材料情報の記録に関する情報は伝達の必要がありません。

Q11 第2種木材関連事業者として「川上事業者への情報提供依頼」(リクエストの実施)を行っても「原材料情報の記録に関する情報」(川上事業者が第1種木材関連事業者の場合のみ)及び「合法性確認木材等であるか否かの情報」が入手できなかった場合、情報の保存や、情報の伝達はどのように行えばよいか

A 第2種木材関連事業者が上記情報を入手できなかった場合は、保存すべき情報がないため、情報の保存の対象とはなりません。また、情報の伝達についても同様に、当該情報を入手できなかった場合は、伝達すべき情報がないため行わないこととなります。情報が入手できない場合、「合法性確認木材等でない」として情報伝達することも適切ではありません。

他方、「川上事業者への情報提供依頼」(リクエストの実施)を行ってもなお情報が得られなかったという記録を保存しておくことは、将来の取引相手の選定において、合法性確認木材等を取り扱う信頼性が高いと考えられる相手を選定するために有効と考えられます。

Q12 クリーンウッド法に罰則はあるのか

A 第1種木材関連事業者が義務として行う原材料情報の収集・整理、記録の作成・保存、情報の伝達、また素材生産販売事業者が行う原材料情報に関する情報の提供に関する義務の履行に関し疑義がある場合などに、まずは主務大臣による「指導・助言」、次に「勧告」、勧告に従わない場合は事業者名の「公表」、さらに必要な場合に勧告に係る措置をとるべきことの「命令」がなされる、という具合に手順が踏まれますが、それでも改善が見られない場合に『罰則(百万円以下の罰金)』が課される可能性があります。

また、木材関連事業者の合法性の確認等の実施状況や合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置の実施状況に関し、主務大臣が命じる報告徴収や立入検査の対象になることもあります。

素材生産販売事業者

素材生産販売事業者は、素材の生産及び流通について主体的に決定する(1)(2)の事業者です。

(1) 所有する樹木について、譲渡し先等を自ら決定する樹木の所有者

- ・自ら伐採及び販売(販売の委託を含む)を行う自伐林家
- ・伐採のみ委託し、販売(販売の委託を含む)は自ら行う樹木の所有者

(2) 樹木の所有者から、当該樹木の譲渡し先等の決定を委ねられた事業者

- ・伐採と販売(販売の再委託を含む)の両方を受託した素材生産販売事業者等

⚠ 伐採のみを行う事業者は伐採木の売却等の判断を行わないため素材生産販売事業者には該当しません。

木材関連事業者

木材関連事業者とは、木材等の加工・製造・譲渡等を行う事業者です。以下の2つに区分されます。

第1種木材関連事業者

素材生産販売事業者や海外の輸出事業者から木材等を譲受ける等、国内市場に最初に木材等を持ち込む事業者

国産材を取り扱う事業者

- ・伐採事業者から丸太を購入する製材工場
- ・原木市場
- ・原木を購入して輸出する事業者
- ・自社林を自社工場で製材し販売する事業者

輸入材を取り扱う事業者

- ・輸入商社
- ・代行輸入事業者
- ・自社で輸入を行う合板工場



第2種木材関連事業者

第1種木材関連事業以外の事業を行う木材関連事業者

原木市場や製材工場、輸入商社などから木材等を購入する

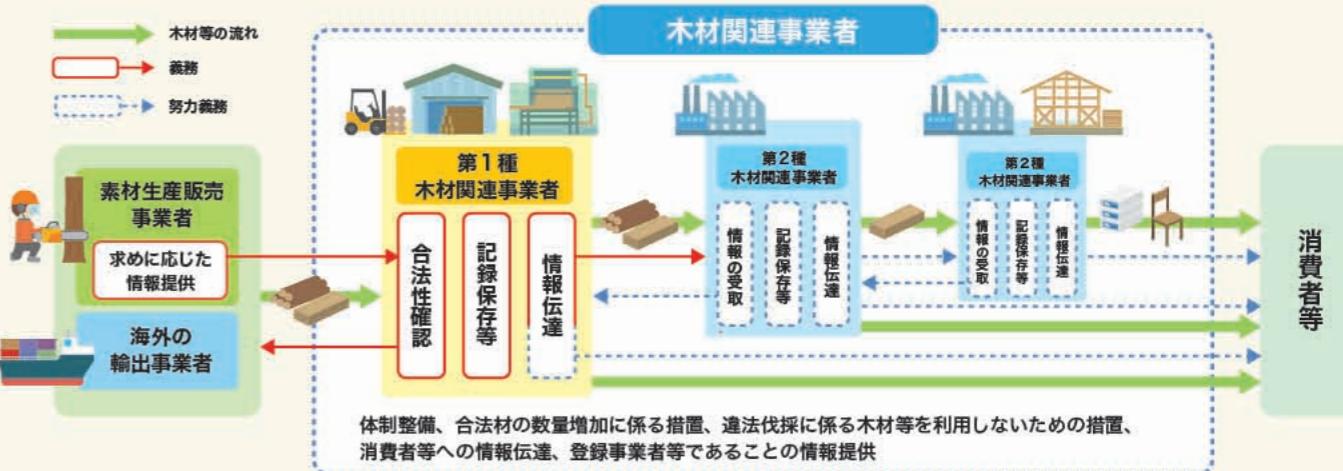
- ・製材工場
- ・流通事業者
- ・建築事業者



ポイント

- 所有権の移転を伴わない販売受託……………木材関連事業者に該当します。
- 建築・建設事業者、FIT / FIP認定事業者……………法の対象物品の譲渡を行いませんが、例外として木材関連事業者に該当します。
- 加工や物流のみを担う事業者……………譲渡し先等の決定権をもたないため、木材関連事業者に該当しません。
- 木材等を自家消費する場合……………木材の譲渡を行わないため、基本的に木材関連事業者には該当しません。

クリーンウッド法における木材関連事業者・素材生産販売事業者の役割



対象となる事業者の具体的な該当ケース

対象となるのは、木材等の譲渡しの決定に直接関わる事業者です。※ 無償の譲渡しも該当します。

国産材の場合

国産材の場合

伐採・加工のみ

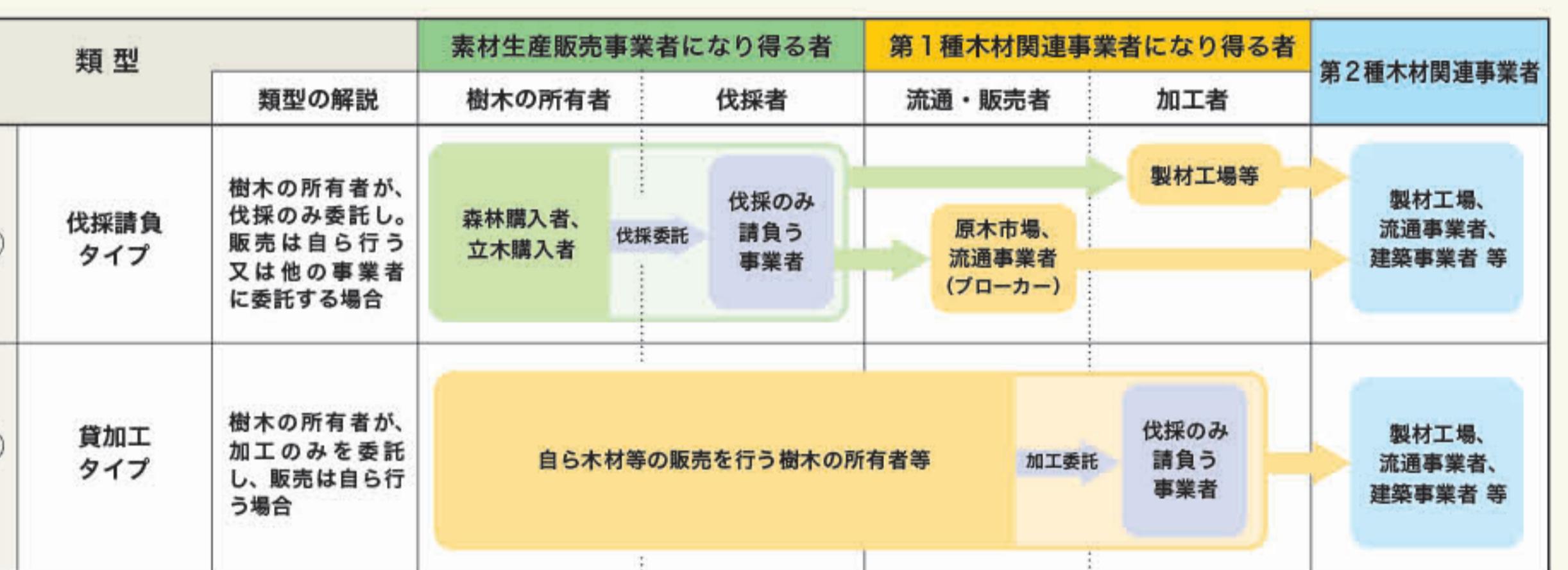
輸入材の場合

素材生産販売事業者
(情報提供の応諾義務の対象)

第1種木材関連事業者
(合法性の確認等の義務の対象)

第2種木材関連事業者
(合法性の確認等の義務の対象)

その他の事業者など



※ 委託されて伐採や加工等のみを行う事業者は、譲渡しを行わないため法の対象外



※ グループ企業等であっても、法人格が分かれている現地法人等は法の対象外。

この場合、現地法人から輸入する事業者が第1種木材関連事業者

素材生産販売事業者における役割については
p.4へ

第1種木材関連事業者における役割については
p.5～6、8へ

第2種木材関連事業者における役割については
p.7～8へ

クリーンウッド法に関するQ & A

合法伐採木材等の流通及び促進に関する法律について、よくある質問をまとめました。

Q1 「合法伐採木材等」と「合法性確認木材等」は何が違うのか

A 「合法伐採木材等」は我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるものをいいます。

「合法性確認木材等」とは、法第6条第1項に規定する第1種木材関連事業者が行う合法性の確認により、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認された木材等のことを指します。

クリーンウッド法において流通するのは、法第6条に基づき木材関連事業者によって合法性確認が行われた「合法性確認木材等」、「合法性確認木材等でない木材等」、「合法性確認木材等と合法性確認木材等で構成された木材等」のいずれかです。

Q2 登録木材関連事業者のみ義務・努力義務を行えばよいのか

A 登録の有無にかかわらず、木材関連事業者に該当する事業者には義務及び努力義務があります（第1種木材関連事業者には義務及び努力義務、第2種木材関連事業者には努力義務）

木材関連事業者の登録は、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を確実に講ずる木材関連事業者が登録することができ、登録は任意になります。

Q3 原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）が全て収集できれば合法性確認木材等と判断してよいのか

A 原材料情報が全て収集できたことをもって、または特定の証明書をもって機械的に合法性確認木材等とはなりません。収集した原材料情報が必ずしも真正なものであるとは限らないことから、第1種木材関連事業者は原材料情報に加え、国が提供する情報、素材生産販売事業者又は我が国に木材等を輸出する者との取引の実績その他の木材等の流通及び利用に関する情報を踏まえて合法性確認を行うものとしています。収集できなかった原材料情報がある場合は、収集できなかったという事実とその他関連情報を踏まえて合法性確認を行っていただくことになります。

Q4 合法性の確認を行う単位において、合法性の確認ができた木材等と合法性の確認ができない木材等とが混在したものは、どのように取り扱うのか

A 第1種木材関連事業者が合法性の確認を行う際に合法性の確認ができた木材等と合法性の確認ができない木材等が混在した場合には、「合法性確認木材等でない」ものとして取り扱います。

Q5 合法性が確認できなかった木材等は流通できなくなるのか

A 「合法性確認木材等ではない木材等」として流通させることとなります。クリーンウッド法は流通規制を課すものではなく、合法性の確認とその結果の伝達を通じて合法性が確認された木材等の流通及び利用を促進するものです。合法性が確認できなかった場合は、次の取引に際し信頼性の高い取引先を選定するなど、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置（努力義務）に取り組んでいただくことで、合法性が確認された木材等の割合を高めていくことを目指しています。

Q6 森林外の樹木（屋敷林や街路樹等）についてもクリーンウッド法の対象か

A 国産材の場合、森林外の樹木はクリーンウッド法対象外のため合法性確認等の義務は生じません。輸入材については、森林の定義が国によって異なることから、樹木の生育箇所が森林であるか否かにかかわらずクリーンウッド法の対象となります。

Q7 クリーンウッド法対象物品を譲受けて対象物品でないものを製造する場合、木材関連事業者に該当するのか

A 対象物品（木材等）でないものを製造する者は木材関連事業者には該当せず、義務・努力義務の対象ではありません。ただし、最終的に対象外物品に使用される原料となる対象物品（素材、製材、合板等）を取り扱う事業者は木材関連事業者に該当しますのでご注意ください。

クリーンウッドシステムについて

クリーンウッドシステムは、クリーンウッド法に基づく記録の作成・保存、情報伝達や報告書の作成等を行うことができるシステムです。本システムはWebシステムとして無償で提供され、パソコン、スマートフォン、タブレット等で利用可能です。

素材生産販売事業者、木材関連事業者が利用できます！



クリーンウッドシステムの主な機能

1 原材料情報の登録

原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）、その他任意情報を記録できます。

2 合法性確認結果の登録・記録の作成

原材料情報や関連情報、合法性確認結果、合法性確認の判断理由等をセットで記録できます。

3 情報伝達

原材料情報や合法性確認結果等の伝達を行えます。

納品情報、木質バイオマス証明関連情報、登録・認定情報等の任意情報を一緒に伝達できます。

4 報告書作成・データ集計

登録木材関連事業者が登録実施機関へ提出する年度報告、一定規模以上の第1種木材関連事業者が国へ提出する定期報告を作成・提出できます。そのほか集計データとして活用できます。

システムの利用には利用者登録が必要です。

利用者登録の申請やシステムの詳細は下記サイトをご確認下さい。

クリーンウッド・ナビ：流通木材合法性確認システム（クリーンウッドシステム）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/gocho/clean-wood-system/index.html>

● システムを使うと 記録の保存や検索が容易になります



- 一覧で整理、検索可能
- 大量の書類の保管不要

素材生産販売事業者の役割



情報提供（義務）の内容

素材生産販売事業者は、第1種木材関連事業者からの求めに応じ、原材料情報を提供することが義務付けられています。

原材料情報とは **樹種** **伐採地域** **証明書** の3つです



取引において通常用いている名称

国産材の場合

- ・伐採造林届出書に記載されている樹種など

輸入材の場合

- ・ペイマツ、ユーカリなど

※自ら樹種の特定を行い、樹種情報を収集してもOK



国レベルの情報が必要

国産材の場合

- ・国産（任意で都道府県・市町村）

輸入材の場合

- ・国名
- ・「アジア」等国々の範囲を超えるものは×



国産材の場合

- ・伐採造林届出書※
- ・森林經營計画書認定書
- ・保安林における許可書、届出書
- ・国有林における林産物の売買契約書

・伐採造林届出書に係る適合通知書

・森林認証材であることを示す書類（SGEC、FSC等）

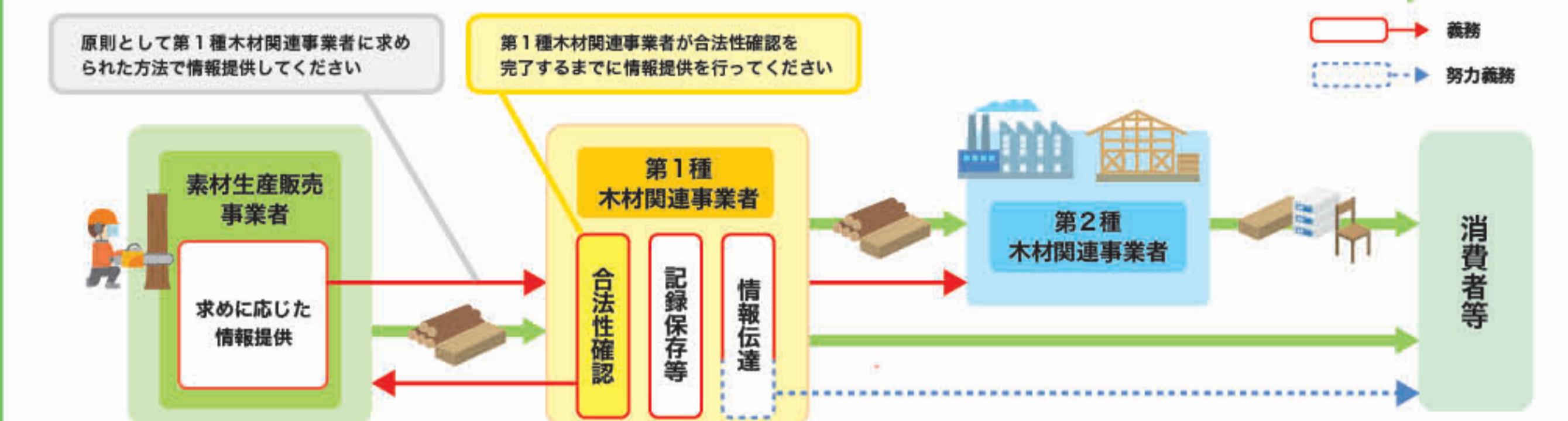
・木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン
(林野庁ガイドライン)に基づく合法木材証明書など

輸入材の場合

- ・各国が発行する証明書
- ・森林認証材であることを示す文書（PEFC、FSC等）など

※伐採造林届出書には、樹種と伐採地域の情報が含まれているため、届出書の写しを提出すれば
3つの原材料情報（樹種、伐採地域、証明情報）を提出したことになります。

第1種木材関連事業者から情報提供を求められたら



情報提供のポイント

- 後から情報提供を求められる場合の手間を考慮し、樹木を譲渡す時に自主的に情報提供することが好ましいと考えられます。
- 第1種木材関連事業者の求めに対して、何も応じない場合、応諾義務違反となります。
- 原材料情報としての情報を損なわない範囲において、提供資料に黒塗り等を行うことは可能です。素材生産販売事業者にとって商取引上、不利益になる情報（契約条件に関する情報等）は提供する必要はありません。

木材関連事業者の役割

義務



すすめ

期待できます。ぜひ登録を検討してみませんか。



第1種木材関連事業者の義務～合法性の確認等～

1 原材料情報の収集・整理

第1種木材関連事業者は原材料情報を収集する義務があります。

収集すべき情報（原材料情報）については、p4を参照してください。

2 合法性の確認

原材料情報に加えて、関連情報も踏まえることで合法性確認の信頼性を高め、リスクに応じた合法性確認を行います。



原材料情報が収集できない場合や
収集できても信憑性にかける場合…

関連情報を収集し、合法性の信頼性を
高めることか重要です！

関連情報
とは

- 林野庁HP「クリーンウッド・ナビ」で提供する国内外の木材等に関する法令等の情報
- 取引の実績 ● 取引相手の事業者認定（森林認証、林野庁ガイドライン等）
- 伐採地の違法伐採状況に関する報道 ● 納品書と商品との突合結果など

合法性の確認を行う単位

任意（必ずしも個別の譲受け単位で行う必要はありません）

確認の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

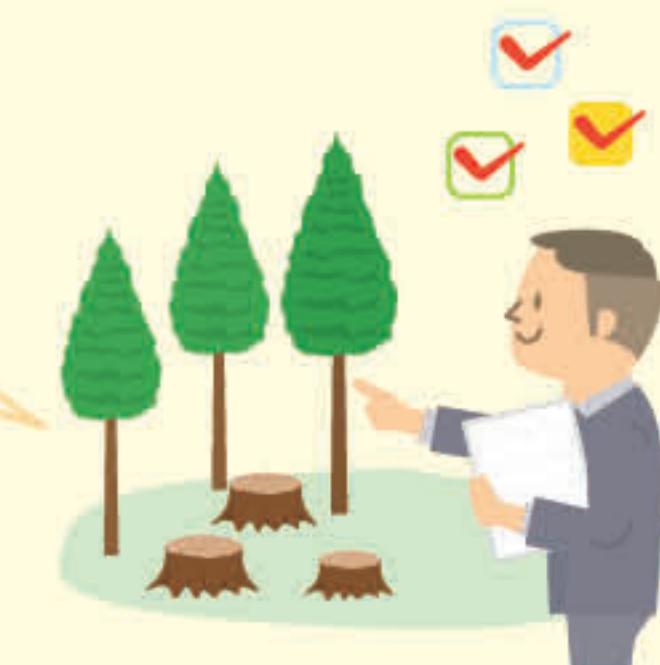
合法性の確認にはデュー・デリジェンス（DD）の実施が重要です！

DDとは自らの事業等が要因となって生じうる負の影響（リスク）を特定し、それを防止・軽減し、どのように対処したかについて説明責任を果たすことです。

違法伐採対策におけるDD

違法伐採木材を取り扱うことによる環境や社会に与える負の影響を最小限にするため、違法伐採リスクの確認（合法性の確認）及び違法伐採リスクの低い木材の利用等を実施します

DDの実施は、
経営リスクの回避や
企業価値の維持・向上
に寄与します！



登録実施機関（林野庁HP「クリーンウッド・ナビ」より）

詳しくは ※ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

登録実施機関名	登録実施事務の対象	
	対象事業	事業の別
公益財団法人 日本合板検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業 (2)消費者へ木材等の販売をする事業 (3)木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (4)木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業
公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業（(3)に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。） (2)消費者への木材等を販売する事業 (3)木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
一般財団法人 日本ガス機器検査協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業 (2)消費者へ木材等の販売をする事業 (3)木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (4)木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業
一般社団法人 日本森林技術協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業 (2)木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業 ※ 対象とする木材等の種類は木材とし、地域等は国産材とする。（ただし、品揃え等のため、取り扱う木材の量の過半が国産材である場合に限って南洋材及び北洋材以外の木材を取り扱う場合等は対象とする。）
一般社団法人 北海道林産物検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業 (2)木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業

登録木材関連事業者のメリット

登録木材関連事業者になると、どんなメリットがあるのでしょうか。

● 登録していない木材関連事業者と差がつき、企業ブランドが向上

登録木材関連事業者であることを示して、未登録の木材関連事業者との差別化を図れます。例えば、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）を意識した投資行動（ESG 投資）や、人・環境・社会に配慮した消費行動（エシカル消費）が注目される中、合法性確認木材等の利用確保に適切に取り組んでいることを社会にアピールすることで、環境等に配慮した企業として、企業ブランドの向上が期待できます。

● 消費者からの信頼性がUP

合法性確認木材等を適切に取り扱う木材関連事業者として、環境問題等に关心のある消費者等からの信頼性の向上が期待できます。

クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者の

登録木材関連事業者は信頼できる木材関連事業者として市場からの評価が



登録木材関連事業者とは

クリーンウッド法に基づき、取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置（詳細はp.8）を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は「登録実施機関」による登録を受け、「登録木材関連事業者」になることができます。



登録種別の考え方

木材関連事業者の行う事業に応じた登録となります。

(1) 第1種木材関連事業と第2種木材関連事業

- ① 第1種木材関連事業：第1種木材関連事業に係る事業全体の登録が必要
- ② 第2種木材関連事業：部門、事務所、工場又は事業場・木材等の種類ごとに登録可
- ③ 両方の事業を行う場合：第1種部分、第2種部分それぞれについて登録が必要（どちらか一方のみ登録も可）

(2) 事業内容

- ① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業
- ② 消費者へ木材等を販売する事業
- ③ 木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
- ④ 木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業

登録木材関連事業者になるまでのプロセス

「登録木材関連事業者」になるには、どのようにすればよいのでしょうか。

登録を受けるまでのプロセスを紹介します。

1 登録の申請

- ・登録は次ページ表の登録実施機関にて行われます。受け付けている事業が各機関で違うため、ご確認の上、申請する機関を選んでください。申請する登録実施機関のHP等で申込み方法を確認し、申請を行ってください。
- ・申請内容が確認されると、登録申請(受理・不受理)通知書が送付されます。不受理の場合は理由を記載して通知されます。



2 審査

- ・登録実施機関が登録のための書類審査を行います。また、必要に応じて現地への訪問調査をする場合があります。
- ・審査が終了し、登録の可否が決定したら結果が通知されます。



3 登録・公示

- ・審査に合格し、登録された木材関連事業者には登録証が交付されます。
- ・登録木材関連事業者であることが登録実施機関のHP等に公示されます。
- ・登録木材関連事業者は、自社のHPやパンフレット等で「登録木材関連事業者」であることを自ら示すことができます。

3 記録の作成・保存

記録する内容

- ・収集等した原材料情報
- ・合法性確認木材等であるか否かの結果
- ・合法性確認の理由（上記結果の根拠）

保存期間

- ・作成の日から5年間（ただし、譲受けから譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

作成期限

- ・遅くとも木材等を次の者に譲渡すまで

4 情報の伝達

伝達する情報

- ・原材料情報の記録に関する情報
(例：「全ての原材料情報を収集」など)
- ・合法性確認木材等であるか否かの情報

伝達方法

- ・書面
 - ・電子メール
 - ・FAX
 - ・クラウド共有
- ※ 口頭は不可
- ・書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す
 - ・包装、納品書等に印字等

5 定期報告（一定規模の基準に該当する場合のみ）

一定規模以上の木材等を取り扱う第1種木材関連事業者は、毎年1回、定期報告を行う義務があります。

定期報告の対象となる基準

第1種木材関連事業者として
譲受けた区分1～3ごとの量

区分1	国産材（丸太）の総量	3万m ³
区分2	輸入した「木材」を丸太換算した総量	3万m ³
区分3	輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量	1.5万トン

報告対象

- ・第1種木材関連事業者として譲受けた木材等についてのみ報告
- ・上記区分1～3のいずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

報告内容

- ①譲受け等をした木材等の総量（種類別に報告）
- ②①のうち合法性が確認できた木材等の数量

その他

対象期間：前年度の4月～3月（基準の対象、報告の対象いずれも）

報告方法：メール、書面、クリーンウッドシステム

報告期限：毎年6月末日

報告先：①木材（国産、輸入を問わない）のみ扱った場合 農林水産大臣

②輸入の家具・紙等のみ扱った場合 経済産業大臣

③①②両方を扱った場合 農林水産大臣及び経済産業大臣

木材関連事業者の役割

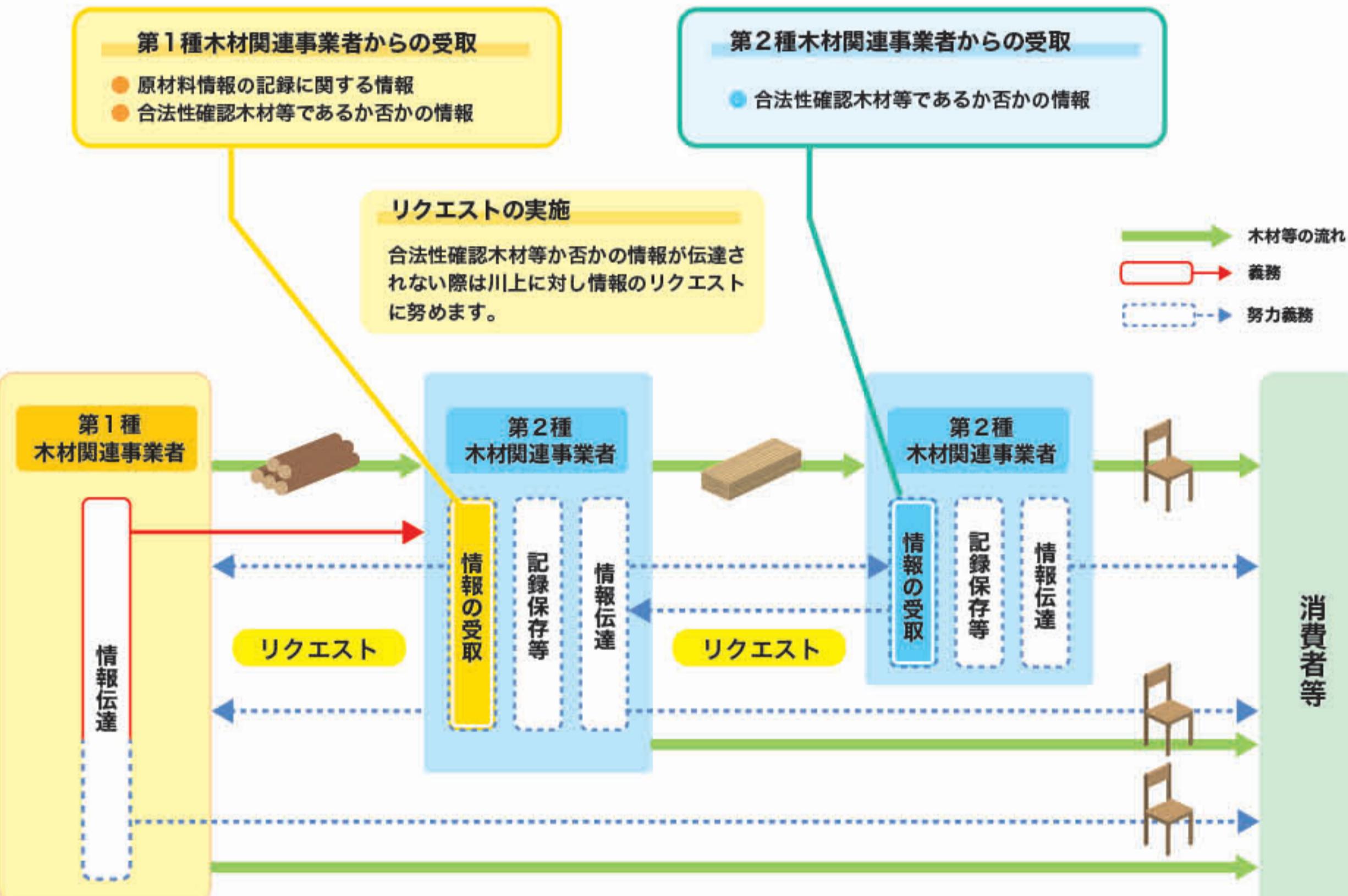
努力義務



第2種木材関連事業者の努力義務～情報の受取等～

1 情報の受取

第1種もしくは第2種木材関連事業者から情報を受け取ります。
受け取る情報は以下のとおりです。



3 情報の伝達

伝達する情報

合法性確認木材等であるか否かの結果 (原材料情報の記録に関する情報は伝達不要)

伝達方法

※ 口頭は不可

- 書面
- 電子メール
- FAX
- クラウド共有
- 書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す
- 包装、納品書等に印字



第1種、第2種木材関連事業者の努力義務 ～合法伐採木材等の利用確保のための措置～

違法伐採リスクを軽減するためには、木材等の合法性確認等を行うだけでなく木材の流通・利用に係る様々な取組について日々改善していくことが重要です。

以下の措置を継続的に実施していくことで、合法性確認木材等のみが取り扱われるようになります。

1 体制の整備

- 責任者の設置
- 取組方針の作成

2 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置

- 譲受け等の取引相手の選定にあたっては、国が提供する情報や取引実績等を踏まえる

3 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置

- 合法性確認木材等でない木材等を譲受けた場合、次の事業者選定にあたり見直しを検討する 等

4 消費者等への情報伝達

伝達する情報

合法性確認木材等であるか否かの結果

伝達方法

※ 口頭は不可

事業者への伝達方法に加え、店舗の掲示板にURLや二次元バーコードを示し、当該ウェブサイトに合法性確認情報を掲載する等の間接的な方法も可

5 その他の措置

- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する登録、認証若しくは認定を受けている場合、木材等を譲渡す際に登録木材関連事業者等である情報を譲渡しの相手方に提供する